

奈良県立橿原公苑管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十五号

奈良県立橿原公苑管理運営規則の一部を改正する規則

奈良県立橿原公苑管理運営規則（平成二十年三月奈良県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「基づき、」を「基づく」に、「運営」を「運営等」に改める。

第三条を次のように改める。

（権限の委任）

第三条 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）に基づき都市公園の管理事務を執行する知事及び条例に規定する知事の権限のうち、公苑の管理に関し次に掲げるものは、公苑長に委任する。

一 法第五条第一項の規定による許可のうち、同条第三項に規定する期間の更新に係る許可を与え、及び法第八条の規定により当該期間の更新に係る許可に条件を付すること。

二 法第六条第一項の規定による許可のうち、同条第四項に規定する期間の更新に係る許可を与え、及び法第八条の規定により当該期間の更新に係る許可に条件を付すること。

三 法第十条第二項の規定による必要な指示をすること。

四 法第十三条の規定により費用の全部又は一部を負担させること。

五 条例第一条の規定による使用の承認を与えること。

六 条例第六条の規定により指示すること。ただし、必要がある場合には、知事がこれを行うことがある。

七 条例第七条第一項の規定による許可を与えること。

八 条例第九条の規定により、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。